

岡山県南部水道企業団建設工事共同請負制度事務処理要綱

制定 平成 9年 4月 1日 訓令第3号

最終改正 令和 4年 4月 1日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県南部水道企業団における大規模な建設工事について、建設業者が連帯して共同企業体を結成し、当該建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する場合の基準、その他必要な事項について定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、岡山県南部水道企業団契約規程（昭和59年管理規程第1号）、岡山県南部水道企業団建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成16年訓令第4号。以下「参加資格要綱」という。）及び岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会要綱（昭和62年訓令第6号）の定めるところによる。

(対象工事)

第3条 競争入札に共同企業体を参加させる場合の対象工事は、岡山県南部水道企業団の施設に関する建設工事で分割施工が困難であり、かつ、大規模なもので、企業長が適当と認めるものとする。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の資格は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営に関する事項の審査及び同法第27条の29に定める総合評定値の通知を受けた建設業者であって、参加資格要綱第6条によりA級以上に格付けされている者とし、その構成は、2業者以上をもって1共同企業体とする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、特A級に格付けされている者と共同企業体を構成する場合に限り、B級に格付けされている者を構成員とすることができるものとする。

3 共同企業体を構成する場合、一つの構成員は、同一工事について、二つ以上の共同企業体を構成できないものとする。

(共同企業体の入札参加資格)

第5条 企業長は、必要があると認めるときは、前条の規定に基づき結成される共同企業体について、入札参加資格要件を定めることができるものとする。

(工事の公表)

第6条 企業長は、対象工事について共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨
 - (2) 工事名
 - (3) 工事場所
 - (4) 工事概要
 - (5) 工期
 - (6) 共同企業体の構成員数及び出資比率
 - (7) 前号に規定する構成員の資格要件及び代表者要件
 - (8) 提出書類
 - (9) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査に関する所定の申請書（以下「申請書」という。）の受付期間及び受付場所
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項
- (申請手続)

第7条 競争入札に参加しようとする者は、受付期間内に所定の申請書を構成員の連名で企業長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、共同企業体協定書を添付させるものとする。

(入札参加資格審査)

第8条 前条第1項の規定により共同企業体から申請書が提出されたときは、対象工事ごとの入札参加資格要件により資格審査を行うものとする。

(入札参加の範囲)

第9条 共同企業体を構成する構成員は、単独で同一の競争入札に参加することができない。

(入札参加資格確認の通知)

第10条 共同企業体に対する入札参加資格確認の通知は、構成員の代表者に通知するものとする。

(入札書)

第11条 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

(契約の締結)

第12条 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第13条 対象工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。